| | | |
|---|---|---|
| 七 | 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号 | ［号を削る。］ |
| 十五 | 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号 | ［号を削る。］ |
| 十六 | 地方公務員等共済組合法施行規程第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号 | ［号を削る。］ |
| 十七 | 地方公務員等共済組合法施行規程第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号 | ［号を削る。］ |
| 十八 | 地方公務員等共済組合法施行規程第百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号 | ［号を削る。］ |
| 十九 | ［同上］ | ［略］ |
| 二十 | ［同上］ | ［略］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この規則は、公布の日より施行する。